

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 収納事務の委託【都市ブランド創造局美術館普及課】

2

### ◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】

3

- 都市公園の区域変更【都市整備局河川公園部公園管理課】

4

- 一般競争入札による市有財産の売払い【財政・変革局市政変革推進室】

5

### ◇ 上下水道局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局水道部浄水課】

9

- 特定調達契約の落札者の決定【上下水道局下水道部施設課】

13

北九州市告示第 2 2 8 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、北九州市立美術館における観覧料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 3 0 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
西部ビル管理株式会社	北九州市戸畑区幸町 1 番 1 9 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第 295 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 6 年 4 月 30 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区石田南二丁目 30 1 番 1	北九州市小倉南区下石田一丁目 16 番 21 号 有限会社中央開発 代表取締役 福澤 正

北九州市公告第 296 号

都市公園の区域を変更するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 7 号）第 14 条の 2 の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 30 日

北九州市長 武内和久

1 区域を変更する都市公園の名称、位置及び変更に係る区域

公園番号	名称	位置	区域
3606	北九州市立日明臨海公園	北九州市小倉北区西港町	北九州市小倉北区西港町の一部

2 変更の期日

令和 6 年 4 月 30 日

なお、変更に係る区域を示す図面を、北九州市都市整備局河川公園部公園管理課においてこの公告の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第 297 号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 30 日

北九州市長 武 内 和 久

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政・変革局市政変革推進室（財産活用推進担当）

(2) 期間

この公告の日から令和 6 年 6 月 20 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

ア 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政・変革局市政変革推進室（財産活用推進担当）

イ 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市総務市民局市民部広聴課

ウ 各区役所総務企画課及び出張所

(2) 期間

この公告の日から令和 6 年 6 月 20 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政・変革局市政変革推進室（財産活用推進担当）

(2) 期間

令和 6 年 5 月 15 日から同月 17 日までの毎日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市庁舎地下2階第2入札室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

ク アからキまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

(1) 1物件につき5万円とする。

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

## 8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

## 10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け売り払う。

### (1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政・変革局市政変革推進室（財産活用推進担当）

### (2) 受付期間

令和6年7月24日から令和7年2月20日まで（日曜日等、令和6年12月29日から令和7年1月3日までを除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

### (3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ。

## 11 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政・変革局市政変革推進室（財産活用推進担当）

電話 093-582-2007

## 別表

番号	売り払う物件				入札日時
	所在地	公簿地目	実測面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	
1	小倉北区香春口 二丁目924番 25	宅地	169.42	41,680,000	令和6年6月1 7日(月)午前 10時
2	小倉北区堅林町 1459番5	宅地	149.68	3,000,000	令和6年6月1 7日(月)午前 11時

3	戸畑区新池三丁目5102番13	宅地	160.55	13,120,000	令和6年6月17日(月)午後2時
4	戸畑区中原東二丁目2番1(建物付)	宅地	747.32	31,240,000	令和6年6月18日(火)午前10時
5	門司区庄司町1804番1	宅地	414.77	2,690,000	令和6年6月18日(火)午前11時
6	門司区大里東二丁目92番1外1筆	雑種地	472.37	10,250,000	令和6年6月18日(火)午後2時
7	小倉北区皿山町2531番90	宅地	846.64	16,720,000	令和6年6月19日(水)午前10時
8	小倉北区都一丁目99番168	宅地	78.50	1,940,000	令和6年6月19日(水)午前11時
9	小倉南区津田四丁目584番1	雑種地	131.16	4,250,000	令和6年6月19日(水)午後2時
10	小倉南区横代東町二丁目948番6	宅地	96.48	3,890,000	令和6年6月19日(水)午後3時
11	八幡西区大字笹田980番9	雑種地	153.41	2,160,000	令和6年6月20日(木)午前10時
12	若松区今光二丁目8番8	宅地	651.29	16,220,000	令和6年6月20日(木)午前11時
13	戸畑区東大谷一丁目15番55	宅地	873.13	13,710,000	令和6年6月20日(木)午後2時

## 北九州市上下水道局公告第71号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月30日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

### 1 調達内容

#### (1) 特定役務の名称及び数量

井手浦浄水場他19施設電力供給 一式

#### (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期間 令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

#### (4) 履行場所 仕様書で定めるとおり

#### (5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定については、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。

イ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での落札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条にお

いて準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和6年5月20日までに競争入札参加資格審査の申請を行わなければならない。

### 4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号  
北九州市上下水道局水道部浄水課

イ 期間 この公告の日から令和6年6月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市上下水道局水道部浄水課に連絡すること。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和6年5月19日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所にこの公告の日から令和6年5月20日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和6年6月12日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所と同じ。

イ 日時 令和6年6月13日午前10時30分

## 5 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

### (4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

### (5) 契約書作成の要否 要

### (6) 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

### (7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度及びその翌年度において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

### (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局水道部浄水課

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3155

## 6 Summary

### (1) The contract item up for tender:

Power supply to Ideura Water Purification Plant and other 19 facilities

(2) Deadline of Tender (by hand) :

10:30a.m. June 13, 2024

(3) Deadline of Tender (by mail) :

5:00p.m. June 12, 2024

(4) For further information, please contact :

Water Purification Control Division, Water Service Department,  
Water and Sewer Bureau, City of Kitakyushu

北九州市上下水道局公告第72号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月30日

北九州市上下水道局長 持山泰生

- 1 特定役務の名称及び数量  
日明浄化センター汚泥搬出業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市上下水道局下水道部施設課  
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年2月22日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社環境システム  
北九州市小倉北区東港一丁目6番1号
- 5 落札金額  
4,975万3,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和6年1月12日
- 8 落札方式  
最低価格による。